

京都市告示第459号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成17年12月28日

京都市長 柘本 頼兼

名 称	位 置	供用開始の期日
桜谷第二公園	山科区上花山桜谷 65番42及び66番37	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)